

令和3年10月15日
消防局総務部職員課

職員の処分について

本日、次のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので公表します。

1 職 員 消防局係員 (50代)

2 処分の内容 戒告

3 処分事由

当該職員は、令和2年8月から令和3年6月までの間、勤務終了時間前に無断で早退を繰り返したもの。

4 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、令和2年度及び令和3年度の管理監督者5名（係長、課長、消防署長）に対し、「文書訓戒」の措置を行った。

【問い合わせ先】

職員課長 久恒、人事係長 吉田
TEL 092-725-6531（内線 147-6530）